

ユニット型介護老人福祉施設

特別養護老人ホームきらら藤枝

運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、特別養護老人ホームきらら藤枝(以下「施設」という。)の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と、老人福祉法、介護保険法、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例及び同規則の遵守を通じて、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 施設は、入居者の意思及び人権を尊重し、入居者が尊厳ある社会生活を送ることのできることを目指すものとする。
2. 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築きながら自立的な日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。
3. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

- 第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホームきらら藤枝
- (2) 所在地 藤枝市八幡198 番地

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職 員)

- 第 4 条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。
- (1) 施設長 1 人

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (2) 医師 | 1 人 (ショート兼務) |
| (3) 生活相談員 | 1 人以上 |
| (4) 看護職員 | 4 人以上 |
| (5) 介護職員 | 3 5 人以上 |
| (6) 栄養士 (管理栄養士) | 1 人以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1 人以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1 人 以上 (ショート兼務) |

2. 前項に定めるものの他必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

3. 職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。但し、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職 務)

第 5 条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に、入居者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示する。また、社会福祉法人及び施設としての理念を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、事務長が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、入居者の立場に立った生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に従事する。また、入退居に関する業務を行う。
- (4) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、指導、援助に従事する。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して、入居者の満足度を確保する。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(職員の勤務体制等)

第 6 条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に基づき、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう定めておくものとする。

2. 施設長は、入居者が安心して日常生活が送ることができるよう、継続したサービスの提供に配慮して毎月の勤務割表を策定し、該当月の 10 日前までに職員に周知するものとする。
3. 施設は、施設の職員によって、そのサービスを提供されなければならない。ただし、入居者のサービスの提供に直接影響がない業務については、この限りではない。
4. 施設長は、業務に支障がない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 利用定員

(定員)

第7条 施設の入居定員は、次のとおりとする。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
2 階	花	個室10室	10人
〃	風	〃	〃
〃	愛	〃	〃
〃	森	〃	〃
3 階	月	〃	〃
〃	星	〃	〃
〃	雲	〃	〃
合計	7ユニット	個室70室	70人

2. ショートステイの利用定員は、併設型で次のとおりとする。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
1 階	海	個室10室	10人
〃	磯	〃	〃
合計	2ユニット	個室20室	20人

3. ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

第4章 入退居

(優先入居検討委員会)

第8条 施設は、サービス提供の入居申込を受けた場合は、本人及び家族から十分な情報を得た上で、優先入居検討委員会において検討し入居の判定をする。

2. 優先入居検討委員会は、施設長、介護長、看護職員、生活相談員、その他必要とする職員をもって構成し、施設長の招集によって開催する。

(サービス内容の説明及び同意)

第9条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行ない、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対して、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2. 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退去)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、施設サービスを提供する。

2. 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3. 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の把握に努めるものとする。

4. 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

5. 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

6. 施設は、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退去のために必要な援助を行う。

7. 施設は、入居者の退去に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める

ほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

第5章 入居者へのサービスの提供内容及び費用

(入居者の処遇に関する計画)

- 第15条 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成するものとする。
2. 施設は、入居者の処遇に関する計画について、入居者の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(サービスの取扱方針)

- 第16条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画書に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行なうことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
2. 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
3. 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
4. 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努め、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
5. 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行なうものとする。
6. 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
7. 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に入居できるようにするものとする。

(介護)

- 第17条 介護は、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行なうものとする。
2. 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行なうよう適切に支援するものとする。
3. 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよ

う、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。但し、やむを得ない場合には、清拭を行なうことをもって、これに代えることがある。

4. 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行なうものとする。
5. 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。
6. 施設は、褥瘡が発生しないよう対策を講じ、適切な介護を行なわなければならない。
7. 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
8. 施設は、昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。なお、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。
9. 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(虐待の防止)

第18条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
2. 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
3. 職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施するものとする。
4. 上記1から3までを適切に実施するための担当者を置くものとする。

(拘束の禁止)

第19条 入居者本人又は他の入居者の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入居者の行動を制限する行為をしてはならない。

2. やむを得ず拘束した場合は、一時的なもので、その理由は、拘束前後の状態、拘束を始めた時間、中止した時間、拘束中の本人の状態等について記録を残しておくものとする。
3. 拘束中は、本人の精神的安定を図り、常時観察を怠らないものとする。
4. やむを得ず拘束を実施する場合には、入居者本人及び家族に対して説明を行い、了承を得るものとする。
5. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
6. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
7. 職員に対し、身体的拘束の適正化のための研修を年2回定期的に実施するものとする。
8. 上記1から7施までを適切に実施するための担当者を置くものとする。

(食 事)

第20条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2. 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行なうものとする。
3. 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に、食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保するものとする。
4. 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第22条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供すると共に、入居者が自立的に行なうこれらの行動を支援するものとする。

2. 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行なうことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行なうものとする。
3. 施設は、常に入居者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
4. 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めるものとする。

(機能訓練)

第23条 施設は、入居者との合意に基づき、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行なわなければならない。

(健康管理)

- 第24条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
2. 入居者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である藤枝市立総合病院に対応の要請をすることとする。

(協力医療機関等)

- 第25条 施設は、治療を必要とする入居者のための協力医療機関として、静岡サニーメディカルクリニック、藤枝市立総合病院を定める。
2. 施設は、協力歯科医療機関として、アライ歯科クリニック、及び、すぎやま歯科医院を定める。

(利用料その他の費用)

第26条 利用料は、介護保険法に基づく介護区分毎の介護費用基準によるものとし、別紙料金表の利用料の合計額とする。

2. 居住費及び食費の額は、別紙料金表「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する基準」のとおりとし、変更に関しても同基準に基づき算定するものとする。
3. 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別紙料金表のとおりとする。
4. 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第27条 施設は、法定代理受領に該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用その他の必要と認められる事項を記載した書類を入居者に交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項等)

第28条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) けんか、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。
 - (2) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (3) 施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを施設外に持ち出さないこと。
2. 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行なうものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 故意にこの規定に違反したとき。

(緊急時における対応)

第29条 施設の職員等は、サービスの提供を行なっているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに第23条に定められた施設の協力医療機関へ連絡を行なうなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第30条 施設は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

2. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入居者の家族等に連絡を行なうと共に、原因の分析を通じた改善策を定めて職員

に周知徹底するものとする。

3. 施設は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。
4. 施設は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行なうものとする。
5. 施設は、事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
6. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合損害賠償を速やかに行なうものとする。

第7章 事業継続計画

(事業継続計画)

第31条 施設は、事業継続のための計画を策定するものとする。

2. 職員に対し、事業継続のための研修及び訓練をそれぞれ複数回、定期的を実施するものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を行なう。
3. 施設は、火災等の災害時に、消防防災機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
4. 施設は、日頃から地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整えなければならない。

第9章 感染症対策

(感染症対策)

第33条 施設は、感染症防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。

2. 施設は、感染症防止のための指針を整備するものとする。
3. 施設は、職員に対し感染症防止のための研修を複数回、定期的を実施するものとする。
4. 施設は、上記事項において適切に実施するための担当者を置くものとする。

第10章 その他

(衛生管理等)

第34条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なう。

2. 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第35条 施設は、苦情処理規程に基づき、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。施設は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2. 施設は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 施設は、提供した施設サービス等に関し、当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町が行なう調査に協力すると共に、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善内容を市町に報告するものとする。
4. 施設は、苦情解決の適切な支援を行なうため、第三者の立場に立つ第三者委員会を設置する。また、提供した施設サービス等に関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、同連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(秘密保持等)

第36条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
3. 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の揭示)

第38条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程、職員の勤務体制、嘱託医並びに協力医療機関、利用料等の重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第39条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
2. 施設の経理は、社会福祉法人県民厚生会の経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第40条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2. 施設は、入居者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1) 入居者の処遇に関する計画
(2) 行なった具体的な処遇の内容等の記録
(3) 第16条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び期間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第31条第2項に規定する苦情処理の内容等の記録
(5) 第28条第5項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(自治体との連携)

第41条 施設は、県及び市町と積極的に情報を交換し、適切な介護サービスの推進に努めなければならない。又県及び市町の指導、助言があった際には誠実に改善の対応に当たらなければならない。

(法令との関係)

第42条 この規程に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号、平成17年厚生省令第39号）その他関連法令及び県条例・規則の定めるところによる。

第11章 雑 則

(改 正)

第43条 この規程の改正、廃止しようとするときは、社会福祉法人県民厚生会理事長の承認を得るものとする。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人県民厚生会法人本部と施設長が、協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年10月24日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より一部改定する。

この規程は、平成24年11月 7日より一部改定する。

この規程は、平成26年 3月20日より一部改定する。

この規程は、平成26年 7月20日より一部改定する。

この規定は、平成27年 4月 1日より一部改正する。

この規定は、平成29年12月 1日より一部改正する。

この規定は、平成30年10月24日より一部改正する。

この規定は、令和 元年12月 1日より一部改正する。

この規定は、令和 3年 4月 7日より一部改正する。

この規定は、令和 4年 4月 1日より一部改正する。

この規定は、令和 6年 4月 1日より一部改正する。